

静岡県 I o T 導入推進コンソーシアム規約

(名称)

第1条

本会は、静岡県 I o T 導入推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条

デジタル技術の急速な進展による産業構造の転換が進む中、本県産業の持続的発展を実現するため、本コンソーシアムは、産学官の連携により、「見える化」「遠隔化」などの I o T 技術の実装を推進し、ビックデータとデジタル技術を駆使した産業活動の実現に寄与する。

(事業)

第3条

コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官連携による I o T 導入のための企業人材の育成
- (2) 製造現場への I o T 導入のための相談及び提案
- (3) I o T 導入に向けたマッチング等の機会の創出
- (4) 原則年1回の総会の開催
- (5) その他の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第4条

コンソーシアムには会長1人を置く。

- 2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を統括する。
- 3 会長の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長不在時においては、会長が指名する者が業務を代行する。
- 5 補欠により就任した会長の任期は、前任者の残存期間とする。

(会員)

第5条

第2条の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体又は個人は、コンソーシアムの会員となることができる。

- 2 入会費及び年会費等は不要とする。
- 3 会員は、本会の活動成果について、転載や二次利用等を行う場合は、著作権法等を順守するものとする。

(入会及び退会)

第6条

コンソーシアムに入会しようとする者は、その旨を事務局に申し出て、確認を受けるものとする。

- 2 事務局は、前項の入会申込者が第2条に定める目的に賛同する場合は、入会を承諾するものとする。

3 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、その旨を事務局に申し出るものとする。

(事務局と運営体制)

第7条

コンソーシアムの事務局は、静岡県経済産業部産業革新局に置き、コンソーシアムの運営にあたっては、事務局と次の機関が相互に連携、協力しながら行うものとする。

- (1) 公益財団法人静岡県産業振興財団
- (2) 静岡県工業技術研究所

(その他)

第8条

この会則に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年11月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。